

令和4年度 第1回関市消防委員会

と き 令和4年12月19日(月)
午前10時00分から
ところ 関市役所2階 2-3、2-4

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 年末夜警について

(2) 出初式について

(3) 消防団活性化計画について

(4) 年額報酬の見直しについて

4 閉会

議題 1

令和 4 年度 年末夜警実施要綱

1 目的

消防団の夜警は、火災等の災害事故を防止し、また、事故等を発見した場合は、これを最小限に抑制することを目的とする。

2 期間

(1) 年末夜警

令和 4 年 12 月 28 日 (水) ~ 30 日 (金) の 3 日間

(2) 出発式

令和 4 年 12 月 28 日 (水) 20 時~

3 夜警実施方法

(1) 夜警は分団ごとに実施する。

(2) 夜警時間は原則、21時から23時までとする。

※ 28日のみ 20時から 22時まで

(3) 巡回中は分団長等との連絡体制を確立し、事故を発見（発生）した際は直ちにその措置を行うと同時に、速やかに分団長等に連絡をすること。

(4) 夜警要員数、順路、巡回数などの事項は分団の実情に応じて分団長が決定する。

※ リスクレベル 3（特別警報）の場合は、活動場所は拠点のみとし、要員は 4 名に限定して夜警する。

4 夜警サービス

(1) 服装は、活動服、アポロキャップ、コンバットシューズを着用すること。ただし、巡回中又は消防車両に乗車するときはヘルメットを着用すること。

(2) 夜警中は飲酒しないこと。また、消防車両内での喫煙は厳禁とする。

(3) 夜警日誌は責任者が記入し、人員を交替する際は交替者に申し送りをする。

5 出発式

旧関市内の分団は関市役所で出発式に参加する。武芸川第 1・第 2 分団、板取分団、洞戸分団、上之保分団、武儀分団は各地域事務所でリモート参加する。なお、副団長、副本部長も担当地域の事務所で参加する。

※ 出発式については別紙「出発式実施要領」参照。

6 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 車内では必ずマスクを着用し、適宜換気を実施すること。
- (2) 夜警前は必ず自宅で検温し、体調不良が認められる場合は参加しないこと。
- (3) 詰所内での会食は行わないこと(お茶・コーヒー類や菓子類を除く。)

7 その他

- (1) 28日(1日目)の夜警台数と人数を12月23日(金)までにメールで報告してください。
- (2) 夜警日誌は、消防出初式の受付で分団ごとに提出すること。
- (3) 出動手当(300円)の対象です。
- (4) 新型コロナウイルスに伴う消防団リスクレベルがレベル3(特別警報)となった場合は出発式を中止し夜警のみを実施する。

出発式実施要領

1 日 時

令和4年12月28日(水) 20:00～

※各分団は19:50までに集合してください。

※地域事務所は19:00にリモート入室し、通信試験を行います。

2 場 所

(1) 関市役所 6階大会議室

(本部分団、安桜分団、旭ヶ丘分団、瀬尻分団、倉知分団、富岡分団、千疋分団、田原分団、下有知分団、富野分団、小金田分団、広見分団)

(2) 各地域事務所

(洞戸分団、板取分団、武芸川第1分団、武芸川第2分団、武儀分団、上之保分団)

3 参加人員

各分団4名、車両1台(車両の種類は問わない)

4 進行要領

【市役所6階大会議室】

- (1) 開会の言葉
- (2) 出勤人員報告
- (3) 激励者紹介
- (4) 激励者代表の言葉
- (5) 激励金贈呈
- (6) 閉会の言葉

【庁舎北側駐車場】

- (7) 夜警出発 ※荒天時は見送りを中止する。

※各地域事務所は上記(1)～(6)までをリモート参加し、以降は地域の実情により進行する。

議題 2

令和 5 年 関 市 消 防 出 初 式 次 第

1 日 時

令和5年1月7日(土) 午前10時00分から11時00分(予定) ※例年は12時解散予定
※中止等は関市消防団リスクレベルをもとに判断する

2 場 所

式典・放水会場 関市稲口 稲口橋下流津保川河川敷 ※代表での表彰受領を行う
※荒天等:関市文化会館 関市桜本町(式典のみ開催) 当日午前7時まで決定

3 主 催

関市

4 式 次 第

- 1 開会のことば ※らっば隊の吹奏
- 2 団旗に注目 ※らっば隊の吹奏
- 3 出場人員報告 (ナレーション)
- 4 市長式辞 ※らっば隊の吹奏
- 5 団長訓示 ※らっば隊の吹奏
- 6 表彰 (代表者1名での代表受領) ※音楽隊の吹奏 (録音)
岐阜県知事表彰
関市長表彰
関市長感謝状
中濃消防組合消防長表彰
中濃地区幼年少年女性防火委員会表彰
岐阜県消防協会長表彰
中濃ブロック消防協会長表彰
関市消防団長表彰
関市消防協会長表彰
関市消防団長感謝状
退職団員報償
- 7 祝辞 らっば隊の吹奏
- 8 来賓紹介
- 9 祝電披露 ※荒天時 披露後 14 閉会のことばへ
- 10 放水演習 ※らっば隊の吹奏
- 11 演習終了報告
- 12 閉会式隊形整列 ※らっば隊の吹奏
- 13 総括 ※らっば隊の吹奏
- 14 閉会のことば
解散

令和5年関市消防出初式要綱

日 時	令和5年1月7日(土) 午前10時00分から11時00分まで (予定)
会 場	式典・放水会場 稲口橋下流津保川河川敷 関市稲口 荒天等 関市文化会館 関市桜本町(式典のみ開催)
主 催	関市
参加団体	関市消防団 中濃消防組合
分団集合	・自宅にて各自で検温を行い、体温 37.5℃以上であったりや体調不良と思われる場合は、自己判断のもと、出席を見合わせる事。その際は、至急分団長等へ連絡すること。
交通自主 整理員	・午前9時00分より、車両の交通整理をお願いします。(図3参照) ・各自車両は関消防署、中濃運転者講習センターに停めてください。 ・図3のとおり計18名をお願いします。(合図灯各自準備)
集合時間	・午前9時00分から9時30分までに、放水会場に集合してください。 (荒天時、文化会館へ集合) ※車両1台あたり4名乗車(指揮者・機関員・筒先員・吸管補助員) ・分団長は受付で出勤人員・車両を報告し、9時50分までに集合整列させてください。(右岸側は指定整列位置に整列)(整列休めで待機) ※通常の整列要領とは異なるため、目印(ペットボトル)を目安に集合整列願います。(別紙:式典会場図2参照) 荒天時、文化会館大ホール各分団着席位置(図2-1)に一座席ごと間隔を開けるなどし、着席する。 ・副本部長以上の幹部は、役員・係員一覧をもとに対応をお願いします。
服 装	・分団長以上の幹部は、制服・制帽・白手袋・黒短靴(法被不可) ・その他の団員は、活動服・アポロキャップ・編上靴・軍手(法被不可) ・筒先員は放水時に防火衣を着装すること。 ・マスクを必ず着用すること。
車両の駐車 及び 放水準備	・消防車両は放水演習にあわせ、図1を参考に駐車してください。分団の並びについては前後しても構いません。 ・訓練旗は常に装着しておくこと。 ・9時50分までに筒先・ホース等を事前準備したうえで集合整列する ・来賓は津保川左岸の来賓駐車場に駐車するよう誘導してください。 ・係員、その他の団員については、関消防署(右岸側)、中濃運転者講習センター(左岸側)に停めてください。 ・一般の方が来場された場合は、中濃運転者講習センターに誘導してく

ださい。

荒天時の車両の駐車	・特に指定はしません。文化会館駐車場に順次駐車ください。
式典開始	・午前10時00分のナレーションにより開始する。(女性分団:団員) (開会のことば:長屋副団長)
団旗に注目	・ナレーションに続いて、式典指揮者(波多野副団長)の号令により団旗に注目する。(団長・副団長・式典指揮者・分団長は挙手注目の敬礼)(旗手:吉田副団長)
出場人員報告	・ナレーションによる報告
市長式辞	・式典指揮者の号令により市長に注目する。(団長・副団長・式典指揮者・分団長は挙手注目の敬礼)
団長訓示	・式典指揮者の号令により団長に注目する。(副団長・式典指揮者・分団長は挙手注目の敬礼)
表彰受領要領	・表彰は代表受領(〇〇〇〇)とし、代表受領者以外は各分団長から伝達する。 ・受領者は名前を呼ばれたら、かけ足で発進し、授与者の前方おおむね5mの位置に停止。続いて、挙手注目の敬礼を行った後に表彰状を両手で受け取り改める。表彰状は左手に移して姿勢を整え、後退して(元の位置)挙手注目の敬礼を行い、大きく右向け右をして駆け足で元の位置に戻る。
祝辞	・式典指揮者の号令により観閲者に注目する。(団長・副団長・式典指揮者・分団長は挙手注目の敬礼)
来賓紹介 祝電披露	・ナレーションにより紹介、披露する。 ※荒天時、ここまで。閉会へ。
放水に伴う 一旦わかれ	・祝電披露終了後、指揮者の「放水準備の隊形に、わかれ」の合図により、各車両へ駆け足で移動してください。
ドローン部隊	・放水に伴う「わかれ」ののち、上空より一斉放水の撮影をお願いします。(制服着用し、松原グラウンド内で離着陸・操作する)
らっぱ隊	・放水に伴う「わかれ」ののち、「放水はじめ」「放水やめ」の吹奏準備

のため松原グラウンド内の河川敷側に移動する。

放水部隊指示

・別紙のとおり左岸側に6名、右岸側に4名お願いします。
(補助として中濃消防組合職員が左岸に2名、右岸に2名)
・午前9時00分より、放水会場内の車両誘導をお願いします。
・放水直前は各車両の放水準備確認を、放水中は放水トラブル等の対応補助をお願いします。 ※放水要領を確認すること

放水演習

・放水開始は10時40分頃の予定です。
・放水要領は、別紙要領のとおり。
・エンジン始動・筒先までの充水完了等、放水準備が整ったら回転灯を回してください。
・3～4分程度の放水ののち、指揮者から「放水やめ」がかかったら、エンジンを停止して直ちに放水を停止し、ホース等の撤収を速やかに行ったのちに、左岸側は閉会式の隊形に、右岸側は指定整列位置にかけ足で集合してください。

総括

・式典指揮者の号令により観閲者(中濃消防 消防長)に注目する。
(団長・副団長・式典指揮者・分団長は挙手注目の敬礼)

閉会

・11時00分のナレーションにより閉会する。
(閉会のことば:澤井副団長)
・指揮者の「わかれ」の号令により解散する。

撤収要員

・終了後は危機管理課員、関消防署員、各事務所担当者とともに会場の撤収をお願いします。

その他
(天候・縮小
判断等)

・天候により会場変更する場合は、団長、関消防署長、危機管理課長と協議して午前7時00分までに決定する。
・中止時(荒天放水演習中止含む)は市民に対してはあんしんメール、同報無線にて連絡する。
※雨・雷・大雪時等は原則文化会館とし、小雨・小雪時は要相談
※関市消防団新型コロナウイルスリスクレベル3の場合は中止する。
・河川敷のため、各分団の纏(まとい)は設置しない。

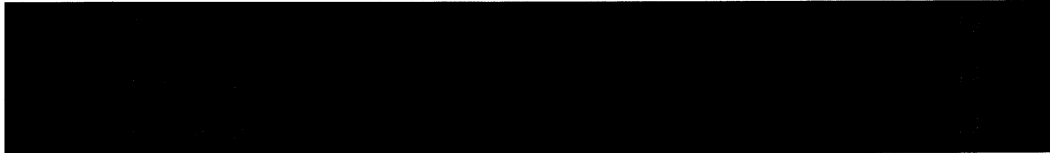
前日準備

1月6日(金)13時00分から(団長・副団長・危機管理課)
・集合整列用の目印打ち(ペットボトル)
左岸:(左右1.5m間隔:24本、前後2m間隔:11本)
右岸:(左右1.5m間隔:16本、前後2m間隔:4本)
・荒天の場合の文化会館の会場準備は河川敷準備終了後、危機管理課のみで作業する。

御 来 賓 名 簿

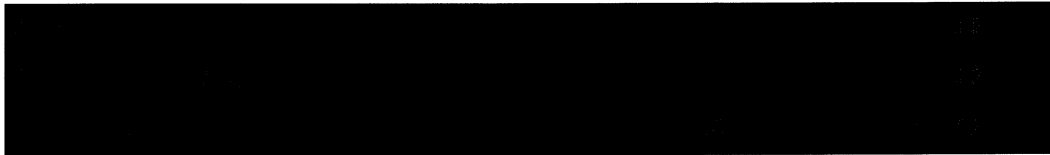
関市議会議長

長屋 和伸 様



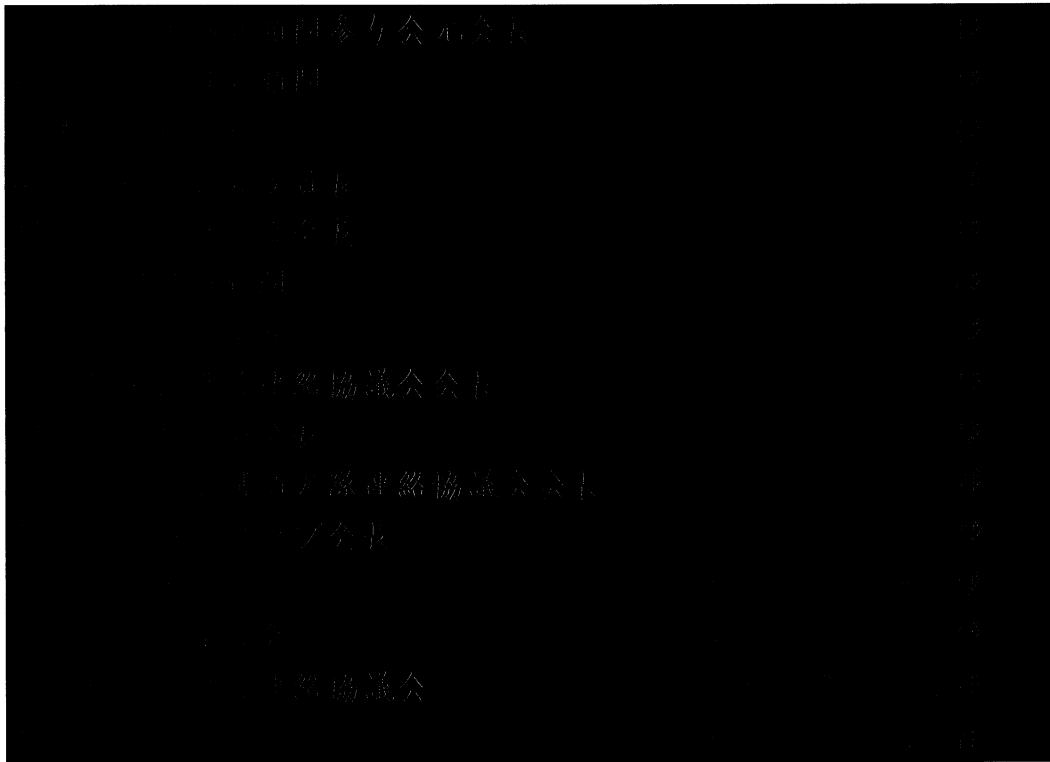
中濃県事務所長

林 裕久 様



中濃消防組合消防長

内藤 正規 様



参 加 団 体

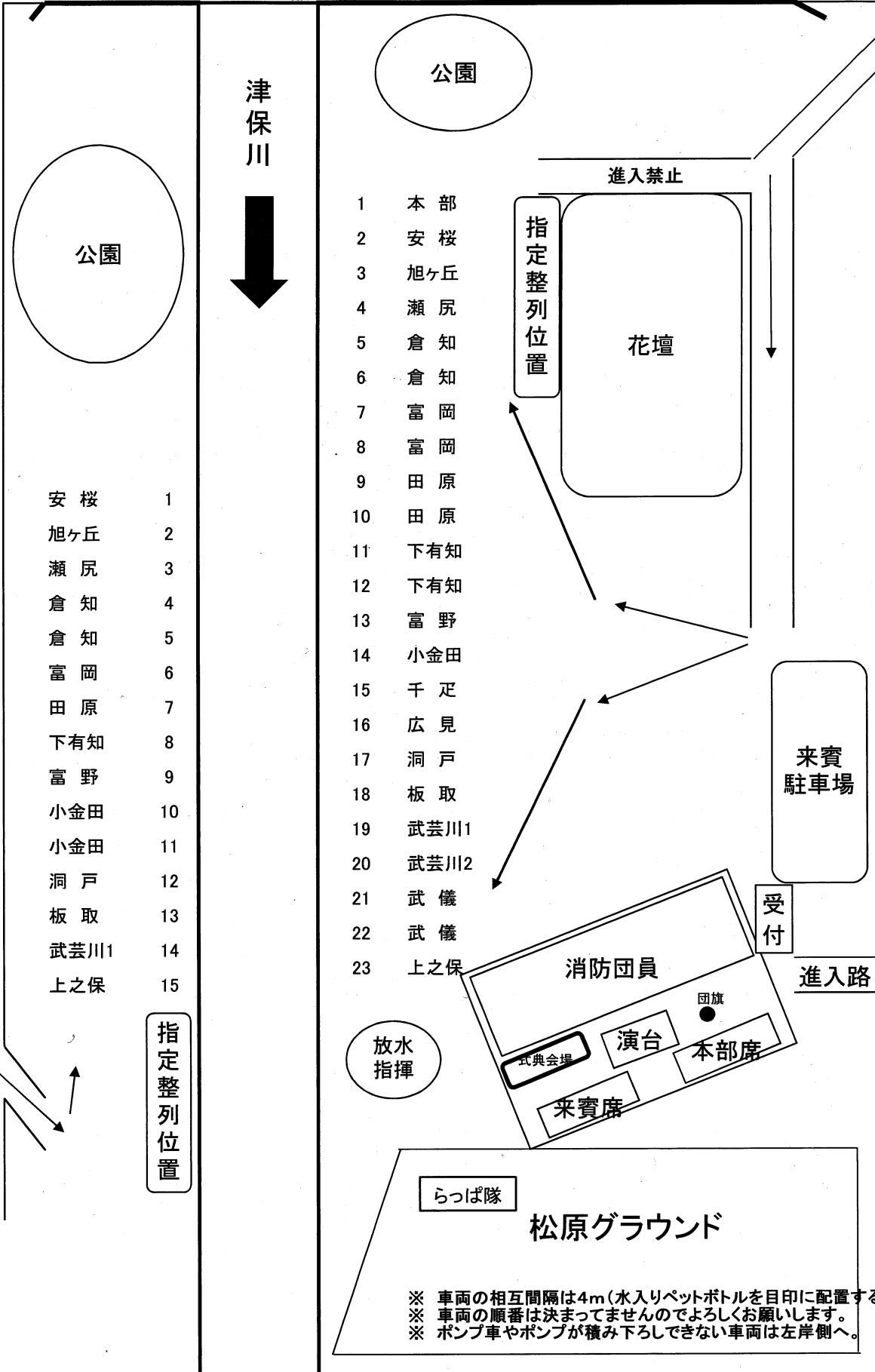
関市消防団

中濃消防組合



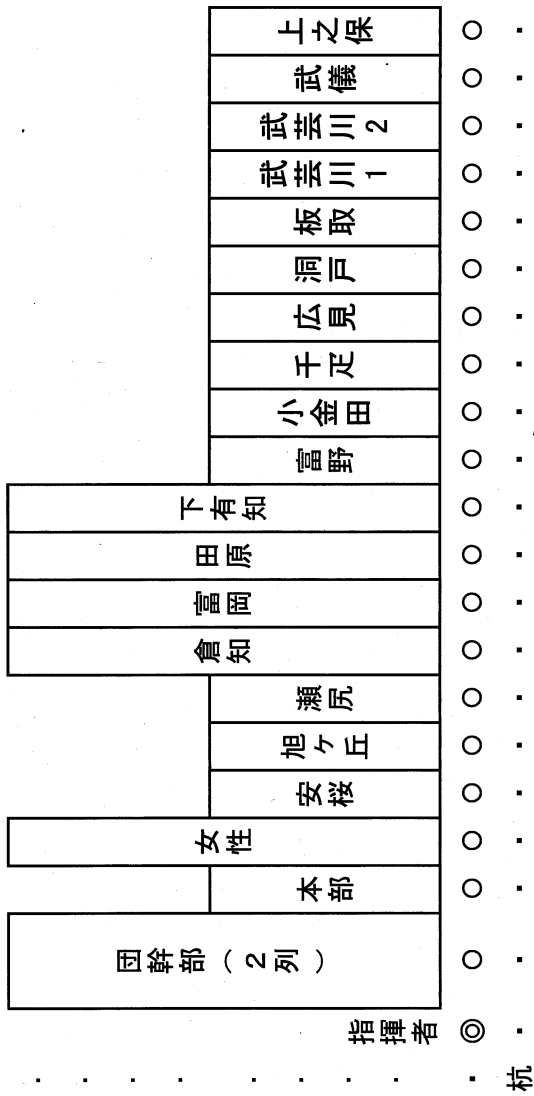
式典・放水会場見取図

稲口橋



開閉会式隊形図

図2



※各分団は部隊毎に縦列で整列する
 (部隊毎の相互距離左右1.5m間隔)
 ※分団長(丸印)は、ペットボトル(・印)を目印に立つ
 ※団本部(最右翼)は、杭(・印)を目印に団員の前後間隔を空ける(2m間隔)

演台

来賓席

長屋議長
 内藤消防長
 内藤事務所長

本部席

関市消防署長
 副市長
 市長公室長
 危機管理課長

らっぱ隊

議題 3

消防団活性化計画について

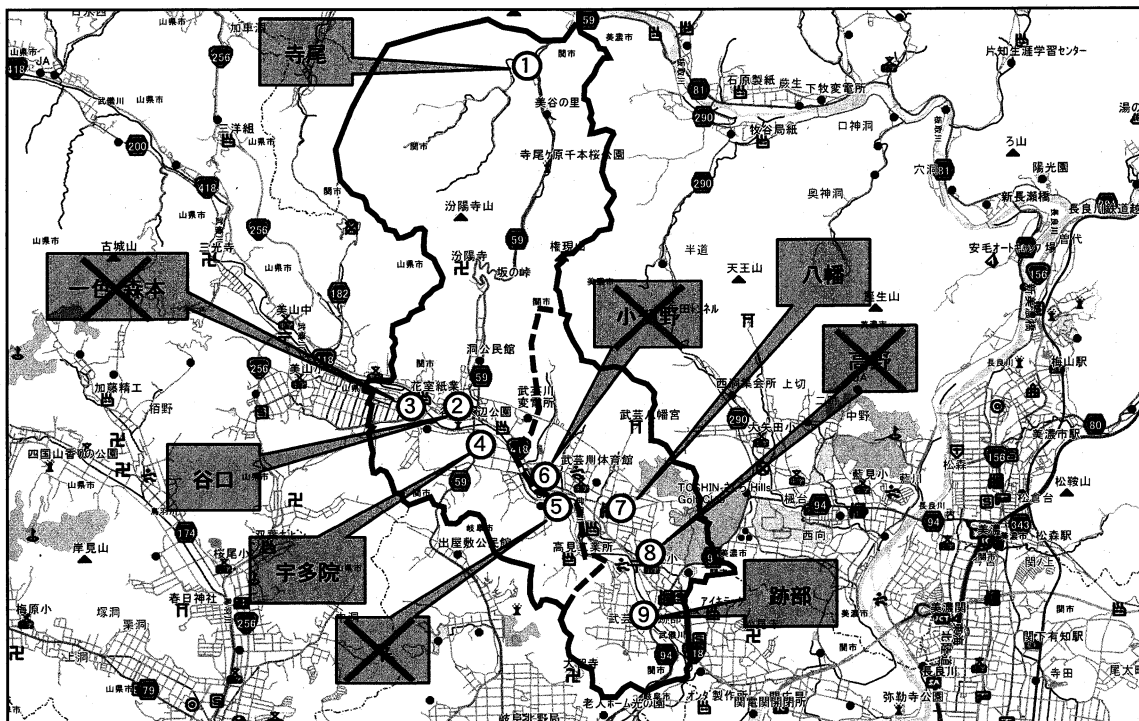
地域	地域人口	団員数	現在		基準車両数 (15人/台)	計画案		変更数
			車両数	団員数/台		車両数	団員数/台	
関市消防団	86828	809	86台	9.41人	53.93台	62台	13.05人	-24台
(支援含)	86828	961	86台	11.17人	64.07台	62台	15.5人	-24台

分団	地域人口	団員数	現在		基準車両数 (15人/台)	計画案		変更数
			車両数	団員数/台		車両数	団員数/台	
本部分団	—	10	2台	5人	0.67台	2台	5人	0台
女性分団	—	23	0台	—	—	1台	23人	1台
安桜分団	15318	25	3台	8.33人	1.67台	2台	12.5人	-1台
(支援含)	15318	26	3台	8.67人	1.73台	2台	13人	-1台
旭ヶ丘分団	9416	28	4台	7人	1.87台	3台	9.33人	-1台
(支援含)	9416	31	4台	7.75人	2.07台	3台	10.33人	-1台
瀬尻分団	5710	51	4台	12.75人	3.4台	3台	17人	-1台
(支援含)	5710	58	4台	14.5人	3.87台	3台	19.33人	-1台
倉知分団	4538	53	7台	7.57人	3.53台	5台	10.6人	-2台
富岡分団	11045	51	5台	10.2人	3.4台	3台	17人	-2台
(支援含)	11045	56	5台	11.2人	3.73台	3台	18.67人	-2台
千疋分団	2,185	20	2台	10人	1.33台	2台	10人	0台
田原分団	6,037	58	6台	9.67人	3.87台	4台	14.5人	-2台
(支援含)	6,037	62	6台	10.33人	4.13台	4台	15.5人	-2台
下有知分団	6,925	72	5台	14.4人	4.8台	4台	18人	-1台
富野分団	1,837	39	5台	7.8人	2.6台	4台	9.75人	-1台
(支援含)	1,837	60	5台	12人	4台	4台	15人	-1台
小金田分団	9396	68	6台	11.33人	4.53台	5台	13.6人	-1台
(支援含)	9396	73	6台	12.17人	4.87台	5台	14.6人	-1台
広見分団	1368	21	2台	10.5人	1.4台	2台	10.5人	0台
洞戸分団	1,791	35	6台	5.83人	2.33台	3台	11.67人	-3台
(支援含)	1,791	49	6台	8.17人	3.27台	3台	16.33人	-3台
板取分団	1,034	23	7台	3.29人	1.53台	4台	5.75人	-3台
(支援含)	1,034	51	7台	7.29人	3.4台	4台	12.75人	-3台
武芸川第1分団	2,327	71	5台	14.2人	4.73台	3台	23.67人	-2台
武芸川第2分団	3,381	51	4台	12.75人	3.4台	2台	25.5人	-2台
武儀第1分団	3,000	26	3台	8.67人	1.73台	2台	13人	-1台
(支援含)		33	3台	11人	2.2台	2台	16.5人	-1台
武儀第2分団		14	2台	7人	0.93台	1台	14人	-1台
(支援含)		16	2台	8人	1.07台	1台	16人	-1台
武儀第3分団		23	3台	7.67人	1.53台	2台	11.5人	-1台
(支援含)		29	3台	9.67人	1.93台	2台	14.5人	-1台
上之保分団	1,484	47	5台	9.4人	3.13台	5台	9.4人	0台
(支援含)	1,484	96	5台	19.2人	6.4台	5台	19.2人	0台

※団本部指揮車、事務局広報車、ボート搬送車、多機能車は含まない。

○【武芸川第1分団・第2分団】

分団	人口	団員数	団員率/人口	現在		基準車両数 (15人/台)	計 画 案		変更数 (台)
				車両数	団員数/台		車両数	団員数/台	
武芸川第1分団	2327	71	3.05%	5	14.2	4.73	3	23.67	-2
武芸川第2分団	3381	51	1.50%	4	12.75	3.4	2	25.5	-2



【武芸川第1分団】

- 1：寺尾車庫（軽積載車）
- 2：谷口車庫（ポンプ車）
- 3：一色 森本車庫（軽積載車）
- 4：宇多院車庫（積載車）
- 5：平車庫（積載車）

【武芸川第2分団】

- 6：小知野車庫（積載車）
- 7：八幡車庫（積載車）
- 8：高野車庫（ポンプ車）
- 9：跡部車庫（積載車）

- ① 武芸川第1分団は、一色 森本と平車庫を削減する。
- ② 武芸川第2分団は、小知野と高野車庫を削減する。

第4章 新しい消防団を目指して

1 基本方針

人口減少、核家族化、サラリーマン率の増加、地域社会への関わり方の変容など、環境の変化により、ますます消防団員の確保が困難になってくることが想定されます。

今後、消防団が活動を続けていくためには、これまでの考え方にとらわれない、新しい取組が必要です。

消防団では、上記の視点により、処遇改善、団員確保対策、出動体制の確保について方針を掲げ、新しい消防団を目指します。

2 処遇改善

報酬・手当の改善だけでなく、操法大会や訓練のあり方を見直すなど、総合的な処遇改善に取り組みます。

(1) 報酬・手当等

○年額報酬

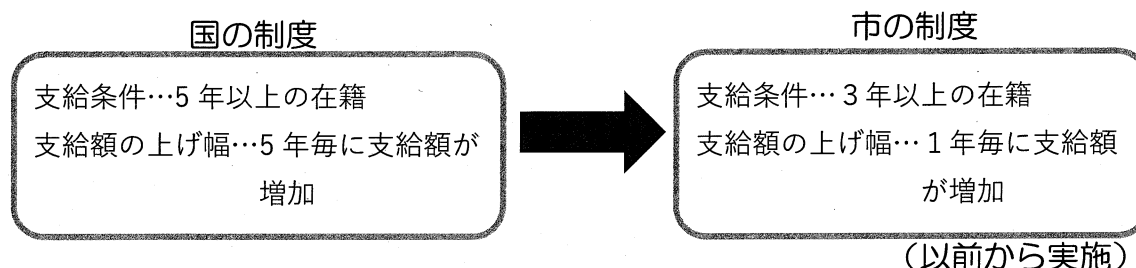
現 状		令和5年度	
団 長	55,000円	団 長	82,500円
副 団 長	46,000円	副 団 長	69,000円
分 団 長	34,000円	分 団 長	50,500円
副分団長	27,000円	副分団長	45,500円
部 長	26,000円	部 長	37,500円
班 長	25,000円	班 長	37,000円
団 員	24,000円	団 員	36,500円

○出動報酬

令和3年度まで	令和4年度
災害出動・警戒出動 2,000円/1回	災害出動・警戒出動 1日8,000円 (2時間ごとに2,000円)

・訓練、式典、行事などの出動手当は今後検討します。

○退職報償金



(2) 消防操法大会

消防団員にとって負担が感じられる要因の一つである操法大会について、以下のとおり見直しします。

- ・大会のイメージを変えるため、大会の名称を「安全競技大会」とします。
- ・大会では、「操法の部（従来の操法）」とは別に、新たに「競練の部」を設け、より実戦的な火災対応を目的とします。
- ・「操法の部」は、国・県の見直しに準じ、選手間で動作の合わせることやセレモニー的な動作について採点から除外することなどにより、大会に向けた訓練の負担を軽減します。
- ・「操法の部」は、次頁の連携する分団を1つのブロックとし、ブロックの構成分団が順番に出場し、5年で一巡するものとします。また、県大会への出場分団は「操法の部」の優勝分団とします。
- ・「競練の部」については実戦を重視し火災現場で活用できる内容とします。

(3) 訓練

- ・「安全競技大会」に向けての訓練回数の上限を20回と定め、負担軽減を図ります。
- ・近年多発傾向にある豪雨災害に対応するため、土のう積みなどの水防訓練を計画、実施します。
- ・心肺蘇生法・AED研修、普通救命講習など、消防活動だけではなく、家庭、地域でも活用できる訓練内容の充実を図ります。

(4) 行事

- ・これまで関市文化会館での式典後、稲口の津保川河川敷にて放水を行っていた出初式を、津保川河川敷での1箇所で開催することにより負担軽減を図ります。
- ・これまで年末に5日間、各日4時間で実施していた夜警を3日間、各日2時間とすることにより負担軽減を図ります。

3 団員確保対策

○活動の効果的なPR

市広報紙、ホームページ、YouTubeなどを利用し、活動について広く知ってもらい興味を持ってもらえるコンテンツを掲載します。

○魅力的な特典

- ・既に制度化されている退職報償金とは別に、勤続年数に応じて市内の店舗などで利用できるせきチケの交付
- ・消防団員サポートプロジェクトに参加する店舗等の新規開拓

○入団につながる環境づくり

- ・自治会や消防団の勧誘を受けることなく申し込みができるよう、インターネット申込に対応
- ・訓練の見学など消防団活動の認識・理解を得られる場の提供
- ・学校教育における消防団加入への意識啓発

4 出動体制の確保

○災害支援団員制度の活用

5年以上消防団員として一定の条件を満たした消防団OBに災害支援団員として入団いただき、特に平日昼間の火災に対応します。

○分団間の連携

災害の規模や出動人員数に応じ、次のとおり連携体制を設け、1つの分団で対応できない事案に対応します。また、今後団員の減少などにより分団単位での活動が困難になった際の統合の目安とします。

災害発生地区	連携する分団
安桜地区 倉知地区 田原地区	本部分団、安桜分団、倉知分団、田原分団
旭ヶ丘地区 下有知地区 富岡地区	本部分団、旭ヶ丘分団、下有知分団、富岡分団

瀬尻地区 千疋地区 小金田地区 広見地区	本部分団、瀬尻分団、千疋分団、小金田分団、広見分団
富野地区 武儀地区 上之保地区	本部分団、富野分団、武儀分団、上之保分団
洞戸地区 板取地区 武芸川地区	本部分団、洞戸分団、板取分団、武芸川分団

※上記の地区は現在の分団が管轄する地域

議題 4

年額報酬の見直しについて

○予算対応について

令和4年度予算

階級	単価	人数	金額
団長	55,000	1	55,000
副団長	46,000	6	276,000
分団長	34,000	39	1,326,000
副分団長	27,000	70	1,890,000
部長	26,000	87	2,262,000
班長	25,000	135	3,375,000
団員	24,000	512	12,288,000
	合計	850	21,472,000



令和5年度予算要求

階級	単価	人数	金額
団長	82,500	1	82,500
副団長	69,000	6	414,000
分団長	50,500	39	1,969,500
副分団長	45,500	70	3,185,000
部長	37,500	87	3,262,500
班長	37,000	135	4,995,000
団員	36,500	512	18,688,000
	合計	850	32,596,500

(11,124,500 円の増)

○今後のスケジュール

令和5年の3月議会にて、条例改正および予算の議決を経て決定。

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」(以下本通知において「基準」という。)を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費(年額報酬や出動報酬等)と、消防団や分団の運営に必要な経費(装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等)は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市(町村)消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(例)」(昭和四十年七月一日自消乙教発第七号)を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることでも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

消防団員の報酬等に係る地方財政措置

消防団員の報酬等の処遇改善

現 状

1. 年額報酬

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28%（492団体）

2. 出勤手当

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

令和4年度以降

※「消防団員の報酬等の基準」を令和4年度から適用

1. 年額報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

2. 出勤報酬

災害に関する出勤については、1日あたり8,000円を標準額とする

地方財政措置の見直し

※普交＝普通交付税、特交＝特別交付税

現 状

1. 年額報酬

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額
《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

○特交：上記の団員数の2倍超の団員がいる団体に、
決算額と上記普交措置額との差額の0.5を措置

《課題》 実際の団員数が標準的な団員数より多い市町村は、報酬単価を標準額に引き上げると財政負担が過重となってしまう。

2. 出勤手当

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額
《地方交付税単価：7,000円/回》

○特交：なし

令和4年度以降

1. 年額報酬等※1

○普交：標準額支払団員数（年額報酬支払総額（団員数×単価）を36,500円で除した数）に応じた額が、人口に基づく標準的な団員数に応じた額の0.5倍～2倍の団体にについては、当該標準額支払団員数に応じた額

※1 被服費等についても標準額支払団員数に応じて普交措置

※2 2倍超の団体については2倍超の部分を下記の特交で措置

※3 0.5倍を最低保障（5年間の激変緩和措置を講じR4は0.9倍を措置）

○特交：標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える部分に係る経費について、上記普交措置額との差額の0.5を措置

2. 出勤報酬

○普交：訓練等に係る出勤について従前どおり措置

○特交：災害に係る出勤について実績に応じた額を措置

年額報酬等に係る個別団体の措置額のイメージ

A市〔標準額支払団員数が、標準的な団員数の約1.5倍(0.5倍～2.0倍の範囲内)〕

- 「団員」階級の者の数：300人、「団員」階級の者の年額報酬条例単価：30,000円/年
- 標準的な団員数：200人

現行

・年額報酬支払総額	約 900万円
・措置額	
普通交付税	約 730万円
特別交付税	0万円
計	約 730万円



年額報酬条例単価を
標準額(36,500円/年)まで
引き上げた場合

条例単価引上げ後

《標準額支払団員数：300人》

・年額報酬支払総額	約 1,100万円
・措置額	
普通交付税	約 1,100万円
特別交付税	0万円
計	約 1,100万円

※別途、被服費等を標準額支払団員数に応じて措置することにより、現行に比べ+約200万円

B市〔標準額支払団員数が、標準的な団員数の約3倍(2倍超)〕

- 「団員」階級の者の数：600人、「団員」階級の者の年額報酬条例単価：20,000円/年
- 標準的な団員数：200人

現行

・年額報酬支払総額	約 1,200万円
・措置額	
普通交付税	約 730万円
特別交付税	約 230万円
計	約 960万円



年額報酬条例単価を
標準額(36,500円/年)まで
引き上げた場合

条例単価引上げ後

《標準額支払団員数：600人》

・年額報酬支払総額	約 2,200万円
・措置額	
普通交付税	約 1,460万円
特別交付税	約 370万円
計	約 1,830万円

※別途、被服費等を標準額支払団員数に応じて措置することにより、現行に比べ+約500万円

※年額報酬等に係る交付税措置額について消防庁において試算した額